

社会福祉法人吹上苑

役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人吹上苑(以下「本会」という)の定款第5条、定款第7条2項及び3項及び定款第15条及、第19条2項及び3項に基づく評議員、役員の報酬基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条によるものをいう。
- (2) 役員とは定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 施設の職員を兼務する役員とは前号の役員のうち、本会を勤務場所とする者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他職務遂行の対価として受け取る財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員、報酬は日額とし、評議員会の出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する評議員には、支給しない。

- 2 役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人および施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算する事ができる。

第7条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事会出席報酬等	12,000円	1,000円	
評議員会出席報酬等	12,000円	1,000円	

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事及び評議員 業務報酬等	22,000円	1,600円	
監事監査指導報酬等	22,000円	1,600円	

別表 3

	宿泊を要する出張	宿泊を要しない出張	備 考
旅 費	実 費	実 費	
日 当	3,500円	3,500円	
宿 泊 費	15,000円		
食 事 料	2,500円		
そ の 他	実 費	実 費	